

「第289回判例・事例研究会」

テーマ：成年後見人による遺贈目的物の売却と物上代位性

日 時	平成31年2月27日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 湊信明

【判例】

事件の表示	事 件 名 遺贈履行請求控訴事件 判 決 平成30年9月27日 広島高等裁判所岡山支部 ／平成30年（ネ）第99号
事案	Aは、甲土地建物をXに遺贈する旨の遺言をした。 Aは、甲建物を取り壊して、甲土地を第三者に駐車場として賃貸。 Aが後見開始決定を受けて、後見人Bが当該土地を第三者に売却した。その後、Aが死亡した。 本件土地の遺贈を受けたXが、同土地がBにより売却されA死亡時に相続財産に属しなかったとしても、民法996条但書が適用される場合に該当するから、遺贈の効力は生じると主張して、同997条2項の価額弁償請求権に基づき、あるいは、同999条1項により同土地の代金債権が遺贈の目的となり、さらに同1001条2項によりその代金額が遺贈の目的となると主張して、同項の代金額請求権に基づき、Y1らに対し同土地の売却益相当額3,000万円の連帯支払を求めた。
参考条文	民法996条 遺贈は、その目的である権利が遺言者の死亡の時に相続財産に属しなかったときは、その効力を生じない。ただし、その権利が相続財産に属するかどうかにかかわらず、これを遺贈の目的としたものと認められるときは、この限りでない。 民法997条 1. 相続財産に属しない権利を目的とする遺贈が前条ただし書の

	<p>規定により有効であるときは、遺贈義務者は、その権利を取得して受遺者に移転する義務を負う。</p> <p>2. 前項の場合において、同項に規定する権利を取得できないとき、又はこれを取得するについて過分の費用を要するときは、遺贈義務者は、その価額を弁償しなければならない。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。</p> <p>民法998条</p> <p>1. 不特定物を遺贈の目的とした場合において、受遺者がこれにつき第三者から追奪を受けたときは、遺贈義務者は、これに対して、売主と同じく、担保の責任を負う。</p> <p>2. 不特定物を遺贈の目的とした場合において、物に瑕疵があったときは、遺贈義務者は、瑕疵のない物をもってこれに代えなければならない。</p> <p>民法999条</p> <p>1. 遺言者が、遺贈の目的物の滅失若しくは変造又はその占有の喪失によって第三者に対して賞金を請求する権利を有するときは、その権利を遺贈の目的としたものと推定する。</p> <p>2. 遺贈の目的物が他の物と付合し、又は混和した場合において、遺言者が第243条から第245条までの規定により合成物又は混和物の単独所有又は共有者となったときは、その全部の所有権又は持分を遺贈の目的としたものと推定する。</p> <p>民法1000条</p> <p>遺贈の目的である物又は権利が遺言者の死亡の時ににおいて第三者の権利の目的であるときは、受遺者は、遺贈義務者に対しその権利を消滅させるべき旨を請求することができない。ただし、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、この限りでない。</p> <p>民法1001条</p> <p>1. 債権を遺贈の目的とした場合において、遺言者が弁済を受け、かつ、その受け取った物がなお相続財産中に在るときは、その物を遺贈の目的としたものと推定する。</p> <p>2. 金銭を目的とする債権を遺贈の目的とした場合においては、相続財産中にその債権額に相当する金銭がないときであっても、その金額を遺贈の目的としたものと推定する。</p>
<p>原審</p>	<p>Aが、本件土地が相続財産に属さなくなったとしても、これを遺贈の目的物とする意思を持っていたと認めることはできないから、民法996条但書適用の場合に該当しない、〔2〕本件売買は「遺贈の目的物の滅失若しくは変造又はその占有の喪失」（民法999条1項）に該当しないし、仮に該当しても、同土地の</p>

	<p>代金債権はAの死亡時に弁済により消滅していたから、「第三者に対して償金を請求する権利を有するとき」（同条同項）に当たらない、と判断してXの請求を棄却した。</p>
<p>判決要旨</p>	<p>1 民法 996 条但書の事情の有無</p> <p>「遺贈の目的とされた権利が、遺言の後から遺言者の死亡までの間に、遺言者の意思によらず相続財産に属さなくなる例は、強制競売等が考えられるところ、民法 996 条ただし書が適用されるときとは、このような場合にもなお、遺言者が、自身の相続人等に対し、当該目的物を再取得して受贈者に移転させたり、価額を弁償させたりするような遺贈義務を課すことを相当とするだけの強い意思が認められるときでなければならず、本件では、「AとXが格別深い関係にあったとは認められないし、Xと本件土地が格別深い関係にあったとも認められないのであって」、Aが、上のような強い意思を有していたといえる事情は何ら認められないとして、原審の判断を支持する。</p> <p>2 民法 999 条、同 1001 条の適用又は類推適用の有無</p> <p>「確かに、『遺贈の目的物の滅失』（民法 999 条 1 項）とは、同条の趣旨からすると、遺贈の目的物が存在しなくなったことに伴い、償金を生じる場合一般を含むと解されるから、目的物自体の物理的な滅失のほか、目的物に対する所有権の喪失も含むと解することが相当である」。</p> <p>「しかし、遺言者がこれによって得た第三者に対する償金請求権について、遺言者が生前に弁済を受け、消滅した場合には、民法 999 条 1 項も民法 1001 条 2 項も適用されないと解するのが相当である。このことは、弁済を受けた代金額に相当する金銭がなお相続財産中にあるとしても、左右されるものではない。</p> <p>なぜなら、遺贈は、その目的である権利が遺言者の死亡の時ににおいて相続財産に属さなかったときは、その効力を生じないのが原則（民法 996 条本文）であるから、民法 999 条 1 項が、『第三者に対して償金を請求する権利を有するとき』と定めているのは、遺言者がその死亡の時に償金請求権を有する場合に関する例外であると解するべきであって、遺言者が死亡した時点で償金請求権を有しないときは、同項によって遺言者の意思が推定される場合に当たらないといわなければならないからである。このように、遺言者の死亡の際に償金請求権が存在しない場合には、民法 999 条 1 項の推定が働く余地はないから、民法 1001 条 2 項の推定も適用される余地はない」。</p>